



取締役の退職慰労金不支給 について

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質 問

当社は、役員退職慰労金について定款の定めはなく、株主総会において、退任した取締役Aに退職慰労金を支給する旨の議案が会社の業績不振等の理由により否決されてしまいました。これに対しAは、当該決議は著しく不当であるとして、当該決議の無効を主張しています。当社は、Aに退職慰労金を支給しなければならないのでしょうか。

1 取締役の報酬等の規制

会社法361条1項は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益について、報酬等の額又は計算方法を、定款で定めていないときは、株主総会の決議によって定める旨規定しています。

取締役等役員報酬の決定は、会社の業務執行にあたりますが、取締役会や代表取締役に自己又は同僚の報酬を決定させると、不当に高額な支出がなされるおそれがあるので、取締役によるお手盛りを防止するため、取締役の報酬等について、定款又は株主による統制を及ぼす趣旨を規定したものです。

2 退職慰労金の報酬等該当性

退職慰労金は、取締役等の在職中の職務行為の対価、すなわち報酬の後払いとしての性質を含ん

でいます。

したがって、会社法361条1項の「報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」には、取締役の退職慰労金も含まれます。

退職慰労金の支給を受ける取締役は退任しており、取締役会の決定によっても支給の有無及び金額の決定には参加しませんので、取締役会や代表取締役に自己又は同僚の報酬を決定させるというわけではありませんが、在任中の取締役は、自分が退職慰労金を支給される際の先例、慣行となることを期待し、先に退任する取締役の退職慰労金を不当に高額に定めるおそれがありますので、報酬と同様に株主総会の決議により決定すべきと考えられています。

また、退職慰労金は在職中の功労に対する報償

や生活保障の意味が含まれていることがあります。その場合でも、役員の地位にあった当時の業績等を評価して行われる給付ですので、職務執行の対価であるといえます。

3 具体的な報酬等請求権の発生時期

会社法361条1項の規定は、取締役の報酬請求権の効力要件とされるので、取締役の任用契約に報酬の約定があるというだけでは、原則として会社に対し具体的な報酬請求権を得るものではありません。

東京地裁昭和47年11月1日判決は、退任した取締役が、退職慰労金について定款の定めがなく、また、退職慰労金を支給する旨の株主総会決議もなく、退職慰労金の支払いを請求した事案について、「取締役の退職慰労金はその在職中における職務執行の対価として支払われる趣旨を含むものであるときは、商法269条（筆者注 会社法361条1項）の報酬に当るものと解されるから、その支給については、定款の定めもしくは株主総会の決議を要するものというべきところ、本件においては、これについての定款の定めも、株主総会の決議もないことは原告らの自認するところであるから、原告らがその主張のような権利を有しないことは、右主張自体から明らかであるというべきである」とし、株主総会の決議がなければ具体的な退職慰労金請求権は発生しないと判示しています。

上記判決以降も、裁判例では一貫して、定款に定めがあるか、株主総会の決議がなされてはじめて具体的な退職慰労金請求権が発生する旨判断されており、最高裁判所平成15年2月21日判決は「株式会社の取締役については、定款又は株主総会の決議によって報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできないというべきである」と判示しています。

4 退職慰労金を支給しない決議の有効性

役員の退職慰労金については、内規や慣行上

支給することになっている会社が多く、退職慰労金の支給を期待して就任する取締役が多いと考えられます。そのため、株主総会において退職慰労金を支給しない旨の決議がなされても、退任役員から内規や慣行上認められる退職慰労金請求権を主張されることがあります。

しかし、退任する取締役の退職慰労金支給については、定款の定めまたは株主総会の決議を要し、株主総会の決議による場合、支給の有無及び支給額は株主総会の自主的判断に任せられ、慣行に拘束されません。

東京地裁平成9年8月26日判決は、役員に退職慰労金を支給する内規と異なり退職慰労金を支給する議案を否決したところ、当該退任役員から内規に基づき退職慰労金の請求がなされた事案について、「退職慰労金の支給の有無、相当性は、株主総会の自主的判断に委ねられている」としており、役員に退職慰労金を支給する内規があっても、あくまで株主総会の決定によることを判示しています。ただし、同判決では「退職慰労金を不支給とした右株主総会決議が公序良俗に反するような場合には、右報酬請求権が発生すると解する余地がある」と判示しており、具体的な事情によっては、株主総会決議が公序良俗に反するとして、退任した取締役からの退職慰労金の請求を拒否できない場合も想定されます。

5 当社の退職慰労金不支給決議

当社は、Aに対する退職慰労金を支給する旨の定款の定めも株主総会決議もないので、Aには当社に対する退職慰労金請求権は発生していません。

また、当社の株主総会がAに対する退職慰労金不支給を定めた決議は、業績不振等を理由とするものであり、公序良俗に反するようなものとは考えられません。

これらのことから、Aの退職慰労金請求は認められないものと考えられます。